

県営都市公園北勢中央公園の有料施設における優先利用取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県営都市公園北勢中央公園の有料施設における優先利用の取扱を定めるものとする。

(対象)

第2条 対象施設は、県営都市公園北勢中央公園の野球場及びテニスコートとする。

(優先利用許可基準)

第3条 対象施設における優先利用については、次の各号を満たすものに限り許可することができる。

- (1) 国、その他地方公共団体及びこれらに準ずる機関が主催する大会等
- (2) 全国大会及び地区大会を催す団体が主催する大会等
- (3) 教育上の観点から特に知事が必要と認めるもの
- (4) その他の場合で、特に知事が必要と認めるもの

(優先利用枠)

第4条 土曜日、日曜日、祝祭日（以下、「休日等」という。）における施設ごとの優先利用を許可できるのは、各月ごとの休日等のうち四日市建設事務所及び指定管理者が別途定める日数以内とする。

(年間調整)

第5条 優先利用については、四日市建設事務所及び指定管理者が定めた月（以下、「調整月」という。）に、次年度分（4月1日～3月31日までの1年間）の優先利用申請に基づき、四日市建設事務所及び指定管理者において決定する。

優先利用の日及び主催者、大会名については、ホームページ上で公開する。

なお、日程が決定している全国的な大会の誘致を行う場合等、早期の会場確保が必要な場合は、翌々年度以降分の優先利用申請を行うことができる。

(優先利用申請者)

第6条 優先利用を受けたい者は、様式第1号により申請を行うものとする。なお、優先利用を受けたい者は、指定管理者が第3条の優先利用許可基準を満たしているか判断するために資料を求めた場合、速やかに必要な資料を提出するものとする。

優先利用を取り下げる場合は、速やかに様式第2号により届け出るものとする。

優先利用した者は、利用日から1ヶ月以内に、様式第3号により実績報告を行うものとする。

優先利用のキャンセルや利用料金の支払い等については、一般利用と同様とする。

(臨時調整)

第7条 特に知事が必要と認める大会で、調整月時点で利用日が確定せず、年間調整を受けることができない場合は、利用月の4ヶ月前までに申請を行うものとする。この場合は、休日等の優先利用枠を超えて使用することを認める。

(罰則)

第8条 優先利用の許可を受けた申請内容に虚偽があった場合、又は本要綱に反する行為があったと四日市建設事務所及び指定管理者が判断した場合、翌年度の優先利用

は許可しない。

(その他)

第9条 その他必要な事項については、四日市建設事務所及び指定管理者で別途定める。

附則

この要綱は、令和3年9月9日から適用する。

この要綱は、令和8年3月25日から適用する。

様式第 1
号

有料施設優先利用申請書

年 月 日

北勢中央公園 指定管理者 様

申請者（所在地）
（団体名）
（代表者名）

担当者（所属）
（氏名）
（連絡先）

次のとおり、県営都市公園北勢中央公園の有料施設における優先利用取扱要綱に基づき、有料施設の優先利用を申請します。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

1 利用する施設	☐ 野球場 ☐ テニスコート（ 面）		
2 大会名			
3 大会の主催者			
4 利用希望日時 及び利用人数	年 月 日（ ）（ 時 ～ 時） 一般（ 人） 生徒・児童（ 人）		☐ 本戦 ☐ 予選 ☐ 予備
※別添スケジュール表の一般開放日以外から選択する	年 月 日（ ）（ 時 ～ 時） 一般（ 人） 生徒・児童（ 人）		☐ 本戦 ☐ 予選 ☐ 予備
	年 月 日（ ）（ 時 ～ 時） 一般（ 人） 生徒・児童（ 人）		☐ 本戦 ☐ 予選 ☐ 予備
	年 月 日（ ）（ 時 ～ 時） 一般（ 人） 生徒・児童（ 人）		☐ 本戦 ☐ 予選 ☐ 予備
5 大会の共催 又は後援等	☐ 共催（ ） ☐ 後援（ ）		
6 該当する優先 利用許可基準	☐ (1)国、その他地方公共団体及びこれらに準ずる機関が主催する大会等 ☐ (2)全国大会及び地区大会を催す団体が主催する大会等 ☐ (3)教育上の観点から特に知事が必要と認めるもの		

	☐ (4)その他の場合で、特に知事が必要と認めるもの				
7 添付書類	☐ 申請団体・組織等説明資料 () ☐ 大会概要説明資料 () ☐ その他資料 ()				
施設利用にあたっては、次のことを遵守し、問題が生じた場合は直ちに解決を図るとともに、指定管理者に連絡報告を致します。 記 大会に係るトラブル等について、主催者側にて一切の責任を負います。 施設に対して毀損、汚損があった場合、主催者側で原状回復を致します。 都合により優先利用を中止する場合（及び予備日を使用する必要がなくなった場合）には、速やかに様式2の取り下げ書を提出します。 大会終了後は、1ヶ月以内に様式3の実績報告書を提出します。					
	<table><tr><td></td><td>受付印（指定管理者）</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>		受付印（指定管理者）		
	受付印（指定管理者）				
☐許可 年 月 日付けで申請のあった優先利用については、次の条件を添えて許可します。 ・許可条件 ☐申請書のとおり ☐その他 [] ☐不許可 年 月 日付けで申請のあった優先利用については、次の理由により不許可とします。 ・不許可の理由 ☐申請内容が県要綱に該当する大会ではないため。 ☐申請書の記載又は添付書類に不備があるため。 ☐前年度の違反により優先利用権がないため。 ☐その他 [] 北勢中央公園管理事務所 印					

様式第 2 号

有料施設優先利用取り下げ書

年 月 日

北勢中央公園 指定管理者 様

申請者（所在地）
（団体名）
（代表者名）

担当者（所属）
（氏名）
（連絡先）

次のとおり、有料施設の優先利用を取り下げます。

1 取り下げる施設	☐ 野球場 ☐ テニスコート（ 面）
2 大会名	
3 取り下げる日時	年 月 日（ ）（ 時 ～ 時）

	年 月 日 () (時 ~ 時)
	年 月 日 () (時 ~ 時)
	年 月 日 () (時 ~ 時)
4 取り下げる理由	
受付印 (指定管理者)	

様式第 3 号

有料施設優先利用実績報告書

年 月 日

北勢中央公園 指定管理者 様

申請者（所在地）
（団体名）
（代表者名）

担当者（所属）
（氏名）
（連絡先）

次のとおり、優先利用しましたので実績報告いたします。

1 施設名	☐ 野球場 ☐ テニスコート（ 面）								
2 大会名									
3 利用日時 及び利用人数	<table border="1"> <tr> <td>年 月 日（ ）（ 時 ～ 時）</td> </tr> <tr> <td>一般（ 人） 生徒・児童（ 人）</td> </tr> <tr> <td>年 月 日（ ）（ 時 ～ 時）</td> </tr> <tr> <td>一般（ 人） 生徒・児童（ 人）</td> </tr> <tr> <td>年 月 日（ ）（ 時 ～ 時）</td> </tr> <tr> <td>一般（ 人） 生徒・児童（ 人）</td> </tr> <tr> <td>年 月 日（ ）（ 時 ～ 時）</td> </tr> <tr> <td>一般（ 人） 生徒・児童（ 人）</td> </tr> </table>	年 月 日（ ）（ 時 ～ 時）	一般（ 人） 生徒・児童（ 人）	年 月 日（ ）（ 時 ～ 時）	一般（ 人） 生徒・児童（ 人）	年 月 日（ ）（ 時 ～ 時）	一般（ 人） 生徒・児童（ 人）	年 月 日（ ）（ 時 ～ 時）	一般（ 人） 生徒・児童（ 人）
年 月 日（ ）（ 時 ～ 時）									
一般（ 人） 生徒・児童（ 人）									
年 月 日（ ）（ 時 ～ 時）									
一般（ 人） 生徒・児童（ 人）									
年 月 日（ ）（ 時 ～ 時）									
一般（ 人） 生徒・児童（ 人）									
年 月 日（ ）（ 時 ～ 時）									
一般（ 人） 生徒・児童（ 人）									
4 報告事項	※事故、施設の破損等、何か問題があった場合には記載をお願いします。								